



個人賠償責任保険における 故意免責と暴行殴打免責

弁護士 大井 暁

上智大学法学部では、もっぱら学問的視点から保険法に関する判例研究を行うために、保険法研究会を隔月で開催している。本判例評釈はその研究会の成果であり、これを本誌で公表することにより、僅かばかりでも保険法学の発展に資することができれば幸甚である。

上記のとおり、本判例評釈は、学問的視点からなされたものであり、研究会の成果物ではあるが、日本共済協会や評釈者が所属する特定の団体・事業者等の見解ではない。

保険法研究会代表・上智大学法学部教授 梅村 悠

東京地裁令和 5 年 7 月 20 日判決 令和 4 年（ワ）第 7722 号 保険金支払い請求事件
WestlawJapan2023WLJPCA 07208017、LEX/DB 25611361

1. 本件の争点

本件は、原告 X が、被害者 E に暴行を加えて傷害を負わせ、その結果、同人に対する損害賠償責任を負担することとなったことから、いずれも損害保険会社である被告 Y1 及び同 Y2 に対し、個人賠償責任保険契約に基づく保険金の支払を求めた事案である。本件の争点は、X の暴行による損害について、約款上の故意免責規定又は暴行殴打免責規定の適用があるかであり、最判平成 5 年 3 月 30 日民集 47 巻 4 号 3262 頁（以下「最高裁平成 5 年判決」という。）の射程が及ぶかが争点となった。

2. 事実の概要

X の父 D は、平成 28 年 3 月 25 日当時、Y1 との間に「団体総合生活補償保険（標準型）」を締結し、同保険契約には日常生活個人賠償責任補償特約が付帯されていた（以下「本件特約 1」という）。また、D は、Y2 との間に「超保険（新総合保険）」を締結し、同保険契約には個人賠償責任補償特約が付帯されていた（以下「本件特約 2」という。）。D の同居の親族である X は、本件特約 1 及び 2 の被保険者であった。

本件特約 1 には、被保険者の故意によって生じた損害（3 条 1 項 1 号）及び被保険者による暴行又は殴打に起因する損害賠償責任を負担することによって被った損害（3 条 2 項 8 号）に対しては保険金を支払わないと規定されていた。また、本件特約 2 には、被保険者の故意によって生じた損害（4 条(1)〔1〕イ）及び被保険者による暴行又は殴打に起因する損害賠償責任を被保険者が負担することによって被る損害（4 条(2)〔8〕）に対しては保険金を支払わないと規定されていた。本判決では、故意免責及び暴行殴打免責につき「これらの規定を併せて『本件免責規定』という。」と略された。

本判決の認定によれば、X（事件発生当時 17 歳¹⁾）は、平成 28 年 3 月 25 日午後 10 時 45 分頃、本件現場付近を歩いていて、E とすれ違ったが、その際、E が酒に酔っており、X も所携のスマートフォンの画面を見るなどして前方をよく見ていなかったため、互いの肩がぶつかった。そのため、X が E に対し二度にわたって謝罪し、E にも謝罪を求めたところ、E は、X の喉元付近を手拳で 1 回殴った。X は、E に二度にわたって謝罪したにもかかわらず、E からいきなり殴られたことに動転し、また、そのような E の態度に憤怒の情を抱き、E に対し、その顔面の左眼付近を右手の手拳で殴打するとともに、その右胸付近を左手で突き飛ばす暴行（本件暴行）を加えた。

E は、X から本件暴行を受けた結果、転倒して後頭部を路面に強打し、外傷性くも膜下出血、脳挫傷、急性硬膜外血腫、頭蓋骨骨折等の傷害（本件傷害）を負った。E には、高次脳機能障害が遺残し、その障害は、自動車損害賠償保障法施行令別表第二が定める後遺障害等級第 9 級 10 号の「神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの」に当たるものであった。

E は、X、D 及び X の母 F に対し、本件傷害による損害について賠償を求める訴えを提起した（東京地裁平成 30 年（ワ）第 33796 号）。東京地裁は、令和 2 年 8 月 5 日、X に対し、不法行為に基づく損害賠償金 2259 万 4694 円及びこれに対する遅延損害金の支払を命じる判決（以下「別訴 1 審判決」という）を言渡した（なお、D 及び F に対する請求は棄却された）。E は、別訴 1 審判決を不服として控訴（東京高裁令和 2 年（ネ）第 3365 号）、X も附帯控訴（東京高裁令和 3 年（ネ）第 149 号）し、X 及び E は、令和 3 年 3 月 23 日、X が E に対し別訴 1 審判決で認容された損害金及び遅延損害金の支払義務があることを認め、うち 1160 万円を分割して支払うこと、D 及び F が E に対し、X と連帯して解決金 800 万円の支払義務があることを認め、これを X と連帯して支払うことなどを内容とする和解を成立させた。その後、X が Y1 及び Y2 に対し、それぞれ本件特約 1 及び 2 に基づき、賠償責任保険金 1160 万円及び遅延損害金の支払を求めて提訴したのが本件である。

3. 判旨（請求棄却）

本判決は、次のように判示して X の請求を棄却した。

「本件暴行は、X の故意によって E に対し加えられた行為に当たると認められ、本件暴行によって E に本件傷害の結果が発生し、本件暴行と本件傷害との間に相当因果関係が認められることからすると、その損害は、本件免責規定所定の被保険者（X）の故意によって生じた損害又は被保険者（X）による暴行・殴打に起因する損害賠償責任を負担することによって被った損害に当たるといふべきである。」「本件暴行により発生した損害については、本件免責規定の適用があるといふべきである。」

「アスファルト舗装された道路（新宿通りの歩道）上で暴行を受けた者が転倒し、その結果、頭部等の人体の枢要部分を路面に強打するなどして、重大な傷害を負うに至ることがあることは通常一般に予見できるものであり」、「本件暴行が X の故意によるものと認められ、本件暴行

1) 本判決には、X の年齢の記載がないが、別件損害賠償請求訴訟の第一審判決東京地判平成 2 年 8 月 5 日 LEX/DB 25585954（東京地裁平成 30 年（ワ）第 33796 号）の判決文中に、事実適示されている。

と本件傷害との間に相当因果関係が認められる以上、本件免責規定の適用が否定される理由はないというべきである。」

「本件暴行により生じた本件傷害の結果は、重篤なものではある（Eには、後遺障害等級第9級10号に該当する高次脳機能障害が遺残したことが認められる。）ものの、Xが主張するように、死亡と同視できるようなものであるとか、被害の重大性において通常の傷害と質的な違いがあるとまでは認め難いから、実際に発生した本件傷害の程度が、Xが具体的に意図ないし予想したところよりも重いものであったとしても、直ちに本件免責規定の適用を否定する理由とはならないというべきである。」

「最高裁平成5年判決は、傷害の故意に基づく行為により予期し得なかった死亡の結果が生じた事案について、保険契約当事者の意思解釈上、免責の効力が及ぶものではないと判示したものであるのに対し、本件においては、本件暴行によって本件被害者が重大な傷害を負うに至ることが通常一般に予見できるものであることは上記のとおりであり、本件傷害の結果が、死亡又はそれと同視し得る場合には当たらないことも既に説示したとおりであるから、最高裁平成5年判決は、本件とは前提となる事案を異にするというべきである。」

4. 評釈（結論に賛成であるが、理由には疑問がある。）

(1) 故意免責について

賠償責任保険の故意免責条項をめぐるのは、故意の意義（未必の故意を含むか）と、故意の対象（傷害の故意により予期しない結果が発生した場合に故意免責の適用があるか）の二つの論点がある。本稿では、主として後者の論点を検討する。

① 最高裁平成5年判決²⁾

女性をめぐる被害者と対立していた被保険者が同女を普通乗用自動車に乗せて発進しようとしたが、被害者が発進を阻止しようとしたため、被保険者が同人を振り切って逃げるため同車を時速15から20km程度に急加速したところ、被害者が路上に転倒して頭蓋冠線状骨折等の傷害を負い、三日後に死亡した事案である。

第一審の東京地判昭和60年10月25日判時1168号14頁は、未必の故意は、約款条項の被保険者の故意によって生じた損害には該当しないとして免責を否定³⁾、控訴審の東京高判昭和

2) 判例評釈として、丸山一朗・損保企画525号2頁（1993年）、中村光彦・ほうむ36号61頁（1993年）、竹濱修・民商110巻1号94頁（1994年）、大杉謙一・法協111巻11号120頁（1994年）、山野嘉朗・平成5年度重要判例解説117頁（1994年）、倉吉敬・最高裁判所判例解説民事篇平成5年度558頁（1996年）、山下友信・損害保険判例百選〔第二版〕124頁（1996年）、新山一範・交通事故判例百選〔第四版〕200頁（1999年）、山下友信・消費者法判例百選54頁（2010年）、坂東司朗・交通事故判例百選〔第五版〕206頁（2017年）、小野寺千世・保険法判例百選〔第二版〕72頁（2025年）。同最判に関する論考として、弥永真生「故意による事故招致免責条項に関する一考察」損保研究56巻1号17頁（1994年）、山田拓広「賠償責任保険契約における故意免責（1）」立命館法学395号314頁（2021年）。

3) 判例評釈として、中西正明・法学教室66号86頁（1986年）、山下友信・ジュリ854号70頁（1986年）、倉沢康一郎・判例評論330号51頁（判時1194号213頁、1986年）。いずれも第一審判決を疑問とする。

63年2月24日判時1270号140頁（後述）は、約款免責の故意に未必の故意が含まれるとし、かつ、故意の対象について、故意は原因行為にあれば足りるとして、免責を肯定した⁴⁾。

最判は、自動車保険の対人賠償責任条項について、「本件免責条項にいう『故意によって生じた損害』の解釈に当たっては、右条項が保険者の免責という例外的な場合を定めたものであることを考慮に入れつつ、予期しなかった死亡損害の賠償責任の負担という結果についても保険契約者、記名被保険者等（原因行為者）の『故意』を理由とする免責を及ぼすのが一般保険契約当事者の通常の意味であるといえるか、また、そのように解するのでなければ、本件免責条項が設けられた趣旨を没却することになるかという見地から、当事者の合理的意思を定めるべきものである。以上の見地に立って考えると、傷害と死亡とでは、通常、その被害の重大性において質的な違いがあり、損害賠償責任の範囲に大きな差異があるから、傷害の故意しかなかったのに予期しなかった死の結果を生じた場合についてまで保険契約者、記名被保険者等が自ら招致した保険事故として免責の効果が及ぶことはない、とするのが一般保険契約当事者の通常の意味に沿うものというべきである。また、このように解しても、一般に損害保険契約において本件免責条項のような免責約款が定められる趣旨、すなわち、故意によって保険事故を招致した場合に被保険者に保険金請求権を認めるのは保険契約当事者間の信義則あるいは公序良俗に反するものである、という趣旨を没却することになるとはいえない。これを要するに、本件免責条項は、傷害の故意に基づく行為により被害者を死亡させたことによる損害賠償責任を被保険者が負担した場合については適用されないものと解するのが相当である。」と判示して、原判決を破棄した。なお、最高裁平成5年判決は、故意免責条項における「故意」にはいわゆる未必の故意も含まれるかという論点については、何ら論じていないとされる⁵⁾。

② 最判平成4年12月18日裁判集民166号953頁（以下「最高裁平成4年判決」という。）

類似の事案について、最高裁平成4年判決がある。自動車保険の保険契約者兼被保険者がかねてから情交のあった女性と車両内で寝込んでいたところ、同女の夫に発見され、その場から逃れようとしたが、車両前方に同人が両手をフロントガラスに当て立ちふさがったため、そのまま車両を発進すれば車体を同人に衝突させて傷害を負わせる可能性が高いことを認識しながら、それをやむをえないと考え、その場を逃れたい気持ちからあえて車両を発進させ、7、8メートル前進した地点で同人を路上に転倒させて、加療1年8か月を要する硬膜外血腫、脳挫傷等の傷害を負わせた事案である。判旨は、右事実関係の下においては、本件事故によって被保険者が被った損害は、本件免責条項に定める保険契約者・被保険者の故意によって生じた損害

4) 判例評釈として、石田満・ジュリ909号51頁（1988年）、落合誠一・法学教室95号75頁（1988年）、河上正二・判例評論357号64頁（判時1285号218頁、1988年）、倉沢康一郎・昭和63年度重要判例解説103頁（1989年）、倉沢康一郎・商法（保険・海商）判例百選〔第二版〕26頁（1993年）、落合誠一・ジュリ1018号128頁（1993年）。

5) 倉吉・前掲567頁。

に当たるといふべきであるから、保険会社は免責されるとした。同最判は、故意免責条項の故意に未必の故意が含まれるかの論点を直接判断することなく、免責を認めた⁶⁾。

③ 裁判例

賠償責任保険における故意の対象の論点、すなわち、被保険者の予期しなかった結果について、故意免責の適用可否が争われた裁判例として、次のものがある。

1) 東京高判昭和 63 年 2 月 24 日判時 1270 号 140 頁（全部免責）

最高裁平成 5 年判決の原審である。判旨は、「故意により事故をひき起こしながら、保険契約を援用して保険給付を受けることを是認することは、行為の不法性にかんがみ社会通念上妥当ではなく、その観点からすると、免責事由たる『故意』は原因行為につき存在すれば足り、損害発生までの認識は必要でないという控訴会社の解釈も、極めてもっともといふべきである。」
「傷害致死の場合に致死という後続の重い結果につき加害者が責任を負うのは、その結果につき改めて過失が問われることによるものではなく、これをもたらした（と評価できる）当初の傷害行為について故意があったことによるものであり、当初の原因行為の不法性を介して法的責任に結び付くものであるから、後続の重い結果につき故意免責条項の適用を考えるに際しても、同条項の『故意』とは後続の重い結果に関するものではなく、当初の原因行為に関するものであると解釈すべきである。」等として第一審判決を取り消した。

2) 神戸地尼崎支判平成 3 年 2 月 19 日判時 1414 号 106 頁（全部免責）⁷⁾

自動車保険の被保険者である原告が喧嘩の相手である被害者から逃れるため加害車に乗り込んだところ、被害者が加害車に上半身を乗り込ませ不安定な体勢であったのに原告が時速 20km に加速して約 110m 直進走行した結果、同人が落下して路上に転倒し、加害車の後輪で轢過され頭骨骨折等の傷害を負い、翌日死亡した事案。判決は、原告には、被害者に対し「右加速走行の違法な有形力の行使である暴行につき確定的故意があるのみならず、同人が加害車から落下し、路上に転倒したところを加害車で轢過され頭骨骨折等の傷害を負うに至る権利侵害結果についても、未必の故意があったといふことができる。」と認定したうえ、「『故意』の対象については、保険業界では、事故発生の原因について存在すれば足り、損害発生についての認識までは必要でないという解釈が確立されていたことが認められ、右業界の解釈に自己の利益に偏したり、恣意的である等不合理な点は認められない。」とした。

3) 福島地郡山支判平成 10 年 3 月 23 日判時 1698 号 94 頁（一部免責）

被保険者が普通乗用自動車を運転中、後続の軽乗用自動車からパッシングされたとして軽乗用自動車を停止させて運転席ドアを蹴り、逃走した軽乗用自動車を追尾して、高速度で追いた

6) 判例評釈として、大沼洋一・平成 5 年度主要民事判例解説 182 頁（1994 年）、甘利公人・ジュリ 1083 号 101 頁（1996 年）、野村修也・民商 109 巻 2 号 131 頁（1993 年）、出口正義・NBL 527 号 47 頁（1993 年）、新山・前掲 200 頁、坂東・前掲 206 頁。

7) 判例評釈として、竹濱修・商事法務 1388 号 71 頁（1995 年）、田辺康平・私法判例リマックス 1993（上）119 頁。

て、あおる等しながら走行しつづけ、軽乗用自動車がかうで滑走して人家の石塀に衝突して、被害者が頭部外傷等の傷害を負い、重度後遺障害を残遺させたことから、被害者が自動車保険に基づく直接請求権を行使した事案である。判旨は、「保険契約当事者の合理的意思を検討すれば、加害者である被保険者において予期しなかった結果が生じた場合、すなわち加害者である被保険者が傷害の故意を有していたとしても、死亡した場合あるいはこれと同視しうような傷害とは質的に異なると評価することができ、損害賠償責任の範囲にも大きな差異が生じる重大な結果が発生した場合についてまで保険者を免責するものではなく、生じた損害から加害者において予想し、あるいは予想し得た損害についてのみ免責する趣旨であると解するのが一般の保険契約当事者の意思であるというべきであり、かように解することで保険契約当事者間の信義則あるいは公序良俗に反するものを除外する免責条項の趣旨が没却されることもなく」等と判示し、予想し得る損害として、治療費等を一部免責としたが、後遺障害損害は、故意免責を否定した。

4) 仙台高判平成 11 年 1 月 14 日判時 1698 号 90 頁（全部免責）⁸⁾

福島地郡山支部判の控訴審判決である。被保険者は、「被控訴人の車両が事故を起すかもしれないことを認識し、かつそれでも構わないと思っていたことは明らかであり、また、時速 100 キロメートルを超える速度で走行している軽乗用自動車に事故に遭った場合には、その搭乗者が重大な身体被害を受けるであろうことは明白であるから」、被害者の傷害の結果についての故意があったと認定した。判旨は、最高裁平成 5 年判決について「通常であれば精々のところ軽度の打撲程度の傷害しか予測できない行為を原因としている事案について、保険契約当事者の意思解釈上、死亡という全く意外な結果についてまで免責の効果が及ぶことはないとするものである。」とし、本件について一義的に本件免責条項の適用が排除されるのかどうかは、判例の基礎となっている事案と対比した場合、消極の結論となる公算が大であるとし、第一審判決の控訴人敗訴部分を取消し、請求を棄却した。

5) 静岡地判平成 26 年 10 月 22 日判例秘書 L06950514（免責否定）

被告少年ら 3 名（火災当時 15 歳から 18 歳）が原告所有の神社で火遊び中、神社拝殿付近の飾り樽を覆っていたビニール袋に着火し、これにより飾り樽から神社拝殿さらには祈禱殿まで延焼する火災を発生させた事案である。原告が被告保護者の加入する団体傷害保険（個人賠償責任保険が付帯されていた）の保険会社に保険金請求権の代位請求を行った。判旨は、最高裁平成 5 年判決を引用し「本件不法行為の場合、建造物等以外の物の焼損と、建造物の焼損とでは、通常、その財産的被害の重大性や公共の危険の程度においては質的な違いがあり（刑法上も、上記の各罪は法定刑において大きな違いがある。）、損害賠償責任の範囲にも大きな差異があると考えられるところ、これは、『傷害と死亡とでは、通常、その被害の重大性において質的な違い』があるという平成 5 年判決の場合と共通する。このような点から見れば、媒介物（建

8) 判例評釈として、石田満・損保研究 61 巻 3 号 135 頁（1999 年）、石田満・判タ 1097 号 72 頁（2002 年）。

石田満「自動車保険約款の免責条項にいう『故意』」白鷗法学 13 号 68 頁（1999 年）は、事故に至る過程を全体的に評価し反社会性（反倫理性）が著しい場合には、故意免責を認めるべきとの立場から、仙台高判を支持する。

造物等以外)への放火の故意しかなかったのに、予期しなかった本件神社拝殿(建造物等)への放火の結果を生じた場合についてまで保険契約者、記名被保険者等が自ら招致した保険事故として免責の効果が及ぶことはない、とするのが一般保険契約当事者の通常の意味に沿うものというべきである。」等として、故意免責を認めなかった⁹⁾。

6) 大阪地判平成 29 年 3 月 17 日交民 50 巻 2 号 286 頁(免責否定)¹⁰⁾

高速道路において、被告 A 運転の普通乗用自動車自損事故を起こして第 1 車線のほぼ全部と第 2 車線の過半を塞いで停止した後(第 1 事故)、避けようとした後続車両が横転(第 2 事故)、横転した車両に後続車両が衝突した(第 3 事故)。判旨は、第 1 事故は、被保険者が自殺することを企図して故意に惹起したものと認めたが、第 2 事故、第 3 事故については、「同被告が積極的に後続車両との接触事故を惹起しようとしたとは考え難い。」としたうえで、「自損事故と第三者に損害を与える事故とでは、被害を被る主体、要求される注意義務、損害の填補に使用される保険の種類等に大きな相違があるから、自損事故である第 1 事故の故意しかなかったのに、予期せず後続事故が発生し第三者に損害が生じた場合にまで、保険契約者等が故意に招致した事故であるとして免責の効果が及ぶことはないとするのが一般保険契約当事者間の通常の意味に沿うものというべきである。また、そのように解しても、・・・本件故意免責条項の趣旨を没却することはない」として、第 2 事故、第 3 事故につき、対物賠償責任保険の故意免責の適用を否定した。

7) 神戸地判平成 30 年 5 月 10 日金判 1556 号 32 頁(全部免責)¹¹⁾

パチンコ店駐車場で被告 P2 と口論となった原告が、被告 P2 の運転する普通乗用自動車の運転席ドアの内側に行ったところ、被告 P2 が運転席ドアを閉めずに普通乗用自動車を急後退したため、原告が引きずられて転倒、受傷し、後遺障害等級 12 級 13 号相当の障害を残置させた事案である。判旨は、被告 P2 に付保する自動車保険の対人・対物賠償保険につき、被告 P2 は、原告との位置関係などから被告車を後退させれば、原告が転倒するなどして負傷するという結果を認識・認容していたとみるのが自然であるとして、被告 P2 に傷害の確定的故意を認めるのが相当とした。また、後遺障害とは、一般に病気や傷害が一応治った後も身体に残存する各種の障害をいうところ、後遺障害は負った傷害の残存にほかならないから、傷害の確定的故意により傷害の結果が生じたものである以上、後遺障害が残存したとしても、予期しなかった結果とはいえ、故意による免責を認めるのが相当である、とした。なお、判旨は、無保険車傷害特約に基づく保険金請求につき闘争行為免責を認めた。

9) 被告保険会社のでん補責任は保険金額 1 億円を限度とし、被告少年らの賠償額がそれを超える 1 億 2000 万円であったためか、一部免責は問題とされなかったようである。

10) 判例評釈として、佐野誠・損保研究 80 巻 4 号 117 頁(2019 年)。同判批 141 頁では、保険事故は対物事故による被保険者の責任負担であるが、被保険者は確定的故意はもちろん未必の故意すら有していないと批判する。

11) 判例評釈として、土岐孝宏・法セミ 772 号 119 頁(2019 年)、土岐孝弘・法セミ 774 号 107 頁(2019 年)。山下典孝・ひろば 72 巻 8 号 67 頁(2019 年)、天野泰隆・共済と保険 61 巻 10 号 25 頁(2019 年)、得津晶・損保研究 81 巻 3 号 235 頁(2019 年)、甘利公人・ジュリ 1541 号 99 頁(2020 年)。

8) 神戸地判平成 31 年 2 月 13 日 WestlawJapan2019WLJPCA02136012 (全部免責)

原告が酒に酔って被告らと口論になり、ビル 1 階のエントランスにおいて被告らが原告を突き飛ばした(勢いよく押した)ため、原告がガラスを突き破って地下 1 階に転落し、第 5 頸椎骨折及び脊髄損傷等の傷害を負った事案である。被告を被保険者とする家族傷害保険(賠償責任危険担保特約を付帯)の保険者である参加人保険会社が、被告に対する保険金支払債務の不存在確認請求を行った(参加事件)。判旨は、先に暴行殴打免責を認めたうえ、「被告は、B とともに、十分に攻撃できる状況にはなかった原告を、二人がかりで転落防止用の柵の壁面ガラス板である本件ガラスを突き破るほど原告が吹っ飛ばす力で押しており、その行為には原告に後遺障害を含む重い傷害結果が発生する蓋然性が内包していたといえるのであって、いずれにせよ本件故意免責(及び本件暴行殴打免責)の対象となる。」とした。

④ 学説¹²⁾

1) 原因行為対象説

免責事由たる「故意」は、原因行為につき存在すれば足り、損害発生までの認識は必要でないとする見解である¹³⁾。東京高裁昭和 63 年 2 月 24 日の立場である。この見解に対しては、暴行の故意で行為し、被害者に対する人身損害の惹起を意図していない場合に、死亡の結果が発生すると保険者が免責されることになり、故意免責の適用範囲が広すぎ、被害者・被保険者保護の観点から問題が残る等の批判がある¹⁴⁾。

2) 損害発生対象説

免責事由たる「故意」は、原因行為に対するものでは足りず、損害発生についての故意を要するとする見解である¹⁵⁾。最高裁平成 5 年判決の立場であるとされる¹⁶⁾。この見解に対しては、故意免責の適用範囲が狭くなり、傷害の故意で傷害の結果が発生したときは、保険者が全額免責されるのに、たまたまそれより重大な死亡の結果が発生したら保険者が責任を負うというのは法感情に合わない等との批判がある¹⁷⁾。

12) 学説の分類に関しては、小野寺・前掲 73 頁ほかを参照した。

13) 西嶋梅治「任意保険の各種免責条項の問題点」塩崎勉編「現代民事裁判の課題⑧(交通損害・労働災害)」613 頁(1989 年)は、原因行為につき被保険者の故意があると、その故意の射程が、原因行為と因果関係にある結果にまで及んでいると評価されるとする。なお、田辺・前掲注 7) 122 頁は、損害事故説の立場から、保険事故たる被害者の路上への転倒につき、被保険者に故意が認められる限り、それと相当因果関係を有する被害者の死亡に対しての被保険者の法律上の責任負担という被保険者に生じた損害につき保険者の免責が生じるとする。

14) 竹濱・前掲注 2) 102 頁、尾上和宣「故意免責」交通事故賠償の新たな動向 502 頁(1996 年・ぎょうせい)、落合・前掲注 4) ジュリ 1018 号 130 頁。

15) 山野・前掲 119 頁、丸山・前掲 8~9 頁、大杉・前掲 125 頁、甘利・前掲注 6) 103 頁、尾上・前掲 504 頁。尾上は、一部免責を妥当としつつ実務処理上、損害発生対象説による運用を行わざるを得ないとする。

16) 山下友信監修・編・新保険法コンメンタール 132 頁〔潘阿憲〕(2021 年・損害保険事業研究所)。

17) 石田・前掲注 4) 55 頁、竹濱・前掲注 2) 103 頁、尾上・前掲 503 頁、落合・前掲注 4) ジュリ 1018 号 130 頁。

3) きわめて高度の蓋然性を基準とする説

損害発生の蓋然性のきわめて高い原因行為は損害発生の故意がなくとも、信義則ないし公益的見地から保険者の免責を認め、きわめて高度の蓋然性が認められない場合には、原因行為に対する故意があっても、損害発生に対する故意がなければ、保険者の免責を否定する見解である¹⁸⁾。この見解に対しては、基準の曖昧性等が指摘されている¹⁹⁾。

4) 強い不法性を基準とする説

不明確条項に関する約款作成者不利の原則を適用して、故意免責条項は、原因行為のみならずその結果についても故意が及ぶ場合に適用されるとしつつ、原因行為に強い不法性が認められる場合には、故意免責の適用を認めるべきとする見解である²⁰⁾。

5) 著しい反社会性（反倫理性）を基準とする説

事故に至る経過を全体的に評価して反社会性（反倫理性）が著しい場合には、仮に原因行為にだけ故意があったとしても、保険事故免責条項にあたるとする見解である²¹⁾。

6) 相当因果関係説

最高裁平成5年判決は、故意の対象となる事実を保険事故ではなく、損害と見ているものといえることができるが、故意免責の意味を誤解している疑いが大であるとし、保険事故は被害者に対して損害賠償責任を負うことであり、被保険者が損害賠償責任を負うことになる行為である急発進をしているのであるから故意免責を認めてよいが、死亡という結果による損害についてまで免責の効果が及ぶかどうかは相当因果関係により判断されるとする²²⁾。

7) 一部免責の可否

被保険者に原因行為ないし保険事故につき故意はあるが、結果損害につき故意を欠く場合、一部免責が認められるかという問題がある。肯定説は、故意があった権利侵害部分について免責条項が適用され、実際に発生した損害から加害者が予想し、または通常予見すべきであった範囲の損害を控除した部分について保険者が責任を負うとする見解である²³⁾。福島地郡山支判

18) 落合・前掲注4) ジュリ 1018号 130頁は、きわめて高度な蓋然性は、当該事実関係において客観的に判断されるべきとし、この蓋然性は、不法行為責任の要件としての有責行為と損害発生との因果関係よりもより厳格に解釈されねばならないとする。弥永・前掲 28～29頁も、この説を支持している。

19) 丸山・前掲 9頁、竹濱・前掲注2) 104頁、同・前掲注7) 74頁。

20) 竹濱・前掲注2) 105～106頁、同・前掲注7) 74頁。山田・前掲 350頁は、きわめて高度の蓋然性と、強い不法性が相互に排斥し合う関係にないとして折衷を試みる。

21) 石田・前掲注8) 白鷗法学 61頁。

22) 山下友信・保険法（下）59～60頁（2022年・有斐閣）、潘阿憲・保険法概説〔第二版〕106～107頁（2018年・中央経済社）、山下友監修・編・前掲注16) 134頁〔潘阿憲〕。なお、佐野・前掲注10) 130頁、137頁は、故意の対象事実につき損害説に立ちつつ、相当因果関係説を支持する。

23) 河上・前掲 68～69頁、弥永・前掲 30頁。

平成 10 年 3 月 23 日の立場である。これに対し、否定説は、実際の支払保険金の算定に際し技術的難点を伴うとして一部免責肯定説を批判する²⁴⁾。

⑤ 検討

1) 故意免責の趣旨

保険法 17 条 1 項前段は、損害保険契約につき、保険契約者又は被保険者の故意または重過失によって生じた損害を免責事由としている²⁵⁾。同条 2 項は、責任保険につき、故意のみを免責事由としている。故意免責の趣旨は、被保険者が故意に保険事故を招致して自ら保険給付を受けることは、保険者との関係では著しく信義に反する行為であり、公益に反すること、保険契約者の故意は、保険契約当事者として信義誠実の原則に反し、被保険者と密接な利害関係を有するので、同じく公益に反すると解するのが通説²⁶⁾・判例²⁷⁾とされる。約款免責に関しても同様に解されている。

2) 保険契約当事者の意思解釈

故意免責が予期せぬ死亡の結果にまで及ぶかは、故意免責条項の約款解釈の問題であり、刑法上の結果的加重犯や不法行為法上の損害賠償の確定の問題と異なる²⁸⁾。最高裁平成 5 年判決も『『故意』を理由とする免責を及ぼすのが一般保険契約当事者の通常の意味であるといえるか、また、そのように解するのでなければ、本件免責条項が設けられた趣旨を没却することになるかという見地から、当事者の合理的意思を定めるべき』と判示しており、この部分は、多くの学説が支持している²⁹⁾。

3) 個人賠償責任保険の保険事故

責任保険の保険事故については、①被保険者の責任を生ぜしめる基礎となるべき事実をもって保険事故とする損害事故説³⁰⁾、②被保険者が第三者から損害賠償請求を受けた事実を保険事故とする請求説³¹⁾、③被保険者が第三者に対して財産的給付をなすべき法的責任を負担することであるとする責任負担説³²⁾の対立があり、責任負担説が従来の通説である³³⁾。しかし、今日では、賠償責任保険における保険事故の定め方に法律上の制限はなく、契約自由であるとされ

24) 丸山・前掲 9 頁、大杉・前掲 127 頁、竹濱・前掲注 2) 104 頁。

25) 改正前商法 641 条をほぼそのまま受け継いだものとされる（山下友監修・編・前掲注 16) 128 頁〔潘阿憲〕）。

26) 大森忠夫・保険契約の法的構造 220～222 頁（1969 年・有斐閣）、大森忠夫・保険法〔補訂版〕147～148 頁（1985 年・有斐閣）、山下友・前掲注 22) 55～58 頁、山下友監修・編・前掲注 16) 129 頁〔潘阿憲〕。

27) 最高裁平成 5 年判決、最判平成 16 年 6 月 10 日民集 58 卷 5 号 1178 頁。

28) 河上・前掲 68 頁、石田・前掲注 4) 55 頁、落合・前掲注 4) ジュリ 1018 号 130 頁。

29) 丸山・前掲 5 頁、山野・前掲 119 頁。

30) 田辺康平・新版現代保険法 203 頁（1995 年・文眞堂）、西島梅治・保険法〔第三版〕271 頁（1998 年・悠々社）。

31) 鈴木竹雄・新版商行為法・保険法・海商法〔全訂第二版〕95 頁（1993 年・弘文堂）。

32) 大森・前掲注 26) 保険法〔補訂版〕218 頁ほか通説。

33) 潘・前掲注 22) 保険法概説〔第二版〕160 頁。

ている³⁴⁾。責任保険の保険事故の定め方には、実務上、責任負担方式、請求事故方式、発見方式があり、責任負担方式が原則的な方式であるとされる³⁵⁾。

個人賠償責任保険の保険約款は、「被保険者が他人の身体の障害もしくは他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担すること」を保険事故としており、責任負担を保険事故とするのが約款立案者の立場である³⁶⁾。本件特約 1 及び 2 の約款も同様である。

4) 故意の対象事実

保険法 17 条第 2 項は、責任保険契約の免責につき「故意によって生じた損害」と規定しており、賠償責任保険の約款も同様である。故意の対象事実が何かについては、「保険事故（責任負担）」とみる見解と³⁷⁾、法文の文言どおり「損害」とであるとする見解が対立している³⁸⁾。後者が多数説であるとされる³⁹⁾。「原因行為」は責任保険の保険事故ではなく、故意の対象は、「原因行為」ではない⁴⁰⁾。故意免責が予期せぬ死亡の結果に及ぶかは、故意の対象を損害とする立場からは死亡という損害について故意はなかったこととなり、故意の対象を保険事故とする立場からは、意図と結果との齟齬が生じていないことから故意免責が認められる結論に結び付きやすいとされる⁴¹⁾。

5) 検討

高度蓋然性説は、客観的判断基準を用いるが、故意による事故招致が問題とされる趣旨が結果を認識して行為に出たことの不当性にあることから⁴²⁾、問題とされるべきはあくまで結果発生認識・認容という行為者の主観であるとの批判がある⁴³⁾。行為の不法性や反倫理性を基準とする説は、傾聴に値するが判断基準の明瞭さにつき疑問は残る。相当因果関係説は、理論的に優れているが、法文の文言に合致しないことと、原因行為対象説に向けられた批判と同様の問題を生じるのではないかと疑問がある。

ところで、最高裁判平成 5 年判決以降の裁判例をみると、仙台高判平成 11 年 1 月 14 日、神戸地判平成 30 年 5 月 10 日、神戸地判平成 31 年 2 月 13 日は、事実認定において認識と結果損害に齟齬は生じていないと認定しているように思われる⁴⁴⁾。故意の事実認定に際しては、行為者の主観だけに依拠するのではなく、行為の危険性、行為態様、行為者の動機、受傷部位等も勘

34) 山下友・前掲注 22) 140 頁。潘・前掲注 22) 保険法概説〔第二版〕161 頁。

35) 山下友・前掲注 22) 139 頁。甘利ほか・ポイントレクチャー保険法〔第 4 版〕145 頁（2025 年・有斐閣）。

36) 竹田晴夫「賠償責任保険について」保険学雑誌 402 号 44～45 頁（1958 年）。

37) 山下友・前掲注 22) 58 頁。山下友監修・編・前掲注 16) 133～134 頁〔潘阿憲〕。

38) 佐野・前掲注 10) 129 頁は、条文文言に忠実であることを根拠とする。

39) 山下友・前掲注 2) 消費者法判例百選 54 頁。

40) 佐野・前掲注 10) 141 頁。土岐・前掲注 11) 法セミ 772 号 119 頁。

41) 佐野誠ほか編著・自動車保険約款コンメンタール I 47 頁〔佐野誠〕（2025 年・保険毎日新聞社）。

42) 山下友・前掲注 3) 73 頁。

43) 山野・前掲 119 頁。甘利・前掲注 6) 103 頁。甘利ほか・前掲注 35) 135 頁。

44) 神戸地判平成 31 年 2 月 13 日は、被告の「行為には原告に後遺障害を含む重い傷害結果が発生する蓋然性が内包していた」と判示しているが、結果損害について認識・認容があり、認識と結果の齟齬がないとも読めるのではないかと。

案しつつ故意の事実認定が行われている。結果損害に対する認識・認容の事実認定において、これらの判断要素を考慮するならば、損害発生対象説を採用しても、認識と結果損害に齟齬が出る事態は懸念されるほど多くはないのではないかと思われる。それでもなお認識と結果損害に齟齬が出る場合は、責任保険の被害者保護の観点を重視し、信義則や公益に反するとまでは言い難いとして免責を否定する割り切った判断をすることもやむを得ないとする。責任保険に関しては、損害発生対象説を支持したい⁴⁵⁾。

6) 本判決の評価

本判決は、本件暴行の態様を強度の暴行と認定した上で、「本件暴行は、Xの故意によってEに対し加えられた行為に当たると認められ、本件暴行によってEに本件傷害の結果が発生し、本件暴行と本件傷害との間に相当因果関係が認められることからすると、その損害は、本件免責規定所定の被保険者(X)の故意によって生じた損害・・・に当たるといふべきである。」と判示した。判旨は、原因行為である本件暴行に故意があれば、原因行為と相当因果関係を持つ本件傷害についても故意免責が適用される原因行為対象説的な判示となっているが、故意の対象は保険事故であり原因行為ではないから、判旨の理由には疑問がある。

もっとも、Xの態様と程度は強度であり、動機も憤怒に基づくもので、斟酌していたEが転倒すれば後遺障害損害を伴う結果損害につき、Xには認識・認容があると評価できた。したがって、故意免責を認めた結論は賛成できる。

(2) 暴行殴打免責

① 免責の趣旨

賠償責任保険の個人特別約款は、米国の Comprehensive Personal Liability Ins. と呼ばれるもので、日常の私的生活に伴って起こる賠償責任を対象とする⁴⁶⁾。

わが国の個人賠償責任保険には、被保険者のまたは被保険者の指図による暴行または殴打により生じた賠償責任を免責とする規定が置かれている。本免責条項は、暴行（殴打）という社会通念上許容されるべきではない行為を明示的に補償しないことを規定しており、外形的な行為をもって一律免責としている（原因行為そのものを免責としている）、と解説される⁴⁷⁾。

暴行殴打免責の趣旨は、故意免責と同様に、保険契約当事者間の信義則に反し、公序に反するとの趣旨と説明される。そのため、故意免責との関係が問題となるが、別個独立の免責規定と解されている（創設的規定）⁴⁸⁾。

45) もっとも、最高裁平成5年判決のように「傷害と死亡とでは、通常、その被害の重大性において質的な違いがあり、損害賠償責任の範囲に大きな差異がある」ことを理由に、免責の範囲を判断することには賛成できない。重度後遺症の場合には、死亡損害に比較して被害の重大性や賠償範囲に相違があると思われる。

46) 竹田・前掲56頁は、保険料の単純化を図るため職業行為に直接起因する事故は除外したが、米国においては、教師、牧師、セールスマン等についてその職業危険をも担保する保険もこの範囲に入れているという。

47) 吉澤卓哉監著・新・賠償責任保険の解説〔第2版〕238頁(2020年・保険毎日新聞社)。

48) 神戸地判平成31年2月13日 WestlawJapan2019WLJPCA02136012。吉澤・前掲239～240頁。古笛恵子＝嶋寺基編著・個人賠償責任保険の解説80頁(2023年・保険毎日新聞社)も同旨。

② 「暴行」「殴打」の意義

1) 刑法上の「暴行」

刑法上の「暴行」は、4つの種類に分類される。①最広義の暴行：有形力の行使のすべてを含み、その対象は人であっても物であってもよい（騒乱罪（刑法第106条）など）。②広義の暴行：人に対する有形力の行使をいい、人の身体に直接に有形力を加えること（直接暴行）だけでなく、それにより間接的に一定の人に物理的・心理的に感応を与えるものであれば、物に対して加えられた有形力（間接暴行）も含まれる（公務執行妨害罪（刑法第95条）など）。③狭義の暴行：人の身体に対する有形力の行使をいう（暴行罪（刑法第208条））。④最狭義の暴行：人の抵抗を抑圧するか、著しく困難にするに足りる有形力の行使である（強盗罪（刑法第236条）など）⁴⁹⁾。刑法第208条の暴行罪の「暴行」の意義は、狭義の暴行すなわち人の身体に対し不法に有形力を行使することをいう。典型的なものとして、殴る、蹴る、突く、押す、投げ飛ばすなど、身体への接触を伴う物理力を行使する行為であるが、人の身体に向けられたものであれば足り、必ずしもそれが人の身体に直接接触することを要しない（判例通説）。くすぐる、煙を吹きかけることも暴行にあたる場合があるとうとされる。暴行の故意は、人の身体に対し有形力を行使することの認識であり、未必的認識で足りる⁵⁰⁾。

2) 「殴打」の意義

「殴打」の文言は、一般的な用語であり、法律用語には見当たらなかった⁵¹⁾。一般的な言葉の意味からは、「ひどくなぐりつけること。素手または棒などで人のからだをひどくたたくこと。」とされている⁵²⁾。この一般的な意味からすれば、殴打（原因行為）は故意を要する。

3) 裁判例

ア. 東京地判平成18年1月31日 WestlawJapan2006WLJPCA 01310005（免責）

こども総合保険の被保険者である原告が、公園で子どもらと遊んでいた最中に、酒に酔って絡んできた被害者と言い争いになり、同人を転倒させて右大腿骨頸部骨折の傷害を負わせた事案である。原告は、傷害罪で罰金20万円に処された。判旨は、こども総合保険の賠償責任保険部分が「本件保険による給付対象を幅広く設定している反面で、かなり低額の保険料に抑えられている点にかんがみると、子どものいる一般的家庭において通常みられる過失責任による事故を保険填補対象の類型的危険とみて販売・運用されているものと考えられる。さらに、本件免責条項が本件のこども総合保険の基本となる約款を構成する重要な規定であり、一義的な解

49) 前田雅英ほか編著・条解刑法〔第5版〕638頁(2025年・弘文堂)。刑法第208条の暴行罪は、暴行を加えたが人を傷害するに至らなかった場合に成立するので、暴行の故意による場合と傷害の故意で暴行を加えたが傷害に至らなかった場合を含む。他方、暴行の故意で傷害の結果を生じた場合には、傷害の結果につき故意がなかった場合であっても、結果的加重犯として刑法第204条の傷害罪が成立する。

50) 過失により人を傷害した者には、刑法第209条第1項の過失傷害罪が成立し、同条第2項により親告罪である。過失致死罪（刑法第210条）、業務上過失致死傷罪（刑法第211条）は、親告罪ではない。

51) 法令用語研究会編・法律用語辞典〔第5版〕66頁(2020年・有斐閣)。

52) 松村明監修・大辞泉〔第二版〕(2012年・小学館)。新村出編・広辞苑〔第六版〕352頁(2008年・岩波書店)は、「たたきうつこと、なぐること」、松村明編・大辞林〔第三版〕308頁(2006年・三省堂)は、「人をひどくなぐること」とする。

釈の必要性があることに照らすと、本件免責条項における『暴行』とは、刑法等における法律上の概念としての『暴行』を指すものと解するのが相当である。」「原告は、自らの意思により、A に対し不法な有形力の行使をしたというべきであり、かかる原告の行為は、刑法上の『暴行』の概念に当たることが明らか」として免責を認めた。

イ. 東京地判平成 19 年 9 月 14 日判時 2006 号 83 頁（免責）⁵³⁾

原告が、被害者と揉み合いになり、被害者の右手中指を噛み切った傷害事件について、訴訟上の和解により賠償金を支払い、家財保障共済契約に付帯する個人賠償責任保障特別約款に基づく共済金の支払いを求めた事案である。原告は、被共済者による暴行又は殴打による場合であっても、傷害保険のように反社会性が極めて低いときには免責が否定される可能性があり、本件事故の態様から信義誠実の原則や公序良俗に反するものではないと主張したが、判旨は、賠償責任保険と傷害保険は異なる上、「原告自身も被害者からの暴行によって傷害を負ったものであるとしても、反社会性が低いとはいえない」として免責を認めた。

ウ. 大阪高判平成 22 年 2 月 17 日自保ジャ 1820 号 174 頁（免責）

海外旅行保険契約（個人賠償責任保険を付帯）を締結した原告が旅客機内で着席していたところ、C の子供が原告の座席の背もたれを揺すり出したので、原告が C に注意をしたが何の応答もなかったため、C らの後方の座席に座り「こんな風にされると眠れないでしょう」などと C の座席の背もたれを手で揺すったところ、C がむち打ち症になったなどと訴え、原告が中国公安局で取調べを受け C に治療費を支払ったとして、保険金の支払いを求めた事案である。判旨は、「上記各免責約款が、暴行の故意があるが傷害の故意がない場合を除外する趣旨とは解されない」とした。

4) 検討

裁判例は、暴行殴打免責における「暴行」の意義を刑法と同様に「人に対する不法な有形力の行使」と解している。これに対し裁判例の多くで被保険者側は、偶発的・過失的なもの、反社会性の低いものを除くなど限定解釈を主張している。

暴行殴打免責の趣旨が基本的には故意免責と同じく信義則や公益性にあるとすれば、「暴行」の意義を刑法第 208 条の「暴行」（人に対する不法な有形力の行使）と解し、暴行と相当因果関係ある結果損害のすべてを免責する裁判例の立場には、疑問の余地がないではない。「暴行」が「殴打」と並列であることから、殴打と同程度の行為に限定する解釈もあろう。しかし、暴行殴打免責が犯罪となりうる暴行殴打の外形的行為を類型化された危険として、故意免責とは別に免責事由とした創設の規定と解すると、「暴行」の意義を刑法 208 条の「暴行」と異なる解釈をする必要はないと考える。その方が一義的に明確であり、免責条項の「暴行」に独自の定義を与えることは却って明確性を欠く。狭義の暴行には、程度の軽いものも含まれるが、個人賠償責任保険は、他人の「身体の障害」又は「財物の損壊」を保険金支払要件としているから、これらを生じない場合は無責となり、不当に免責範囲を広げるものではない。

53) 判例評釈として、武田俊裕・保険毎日新聞 2009 年 7 月 22 日号 4 頁。

③ 暴行の主観的要件

暴行殴打免責を、「故意免責に関しては、一般に保険者による故意の立証が困難であるので、こと暴行や殴打に起因する損害賠償責任に関しては、故意の立証の有無を問わずに、一律に保険者免責とすることに暴行殴打の趣旨がある。ただし、故意免責としての故意は不要だとしても、『暴行』や『殴打』の概念に、当該行為が意図的になされたものであることが含意されるのだとすると、暴行や殴打についての故意は必要であることになる。」との見解がある⁵⁴⁾。故意免責の故意の対象を保険事故（責任負担）とし、暴行殴打免責における故意の対象を原因行為（暴行）として、それぞれの免責事由で故意の対象事実を区別したものと解される。

これに対し、「暴行または殴打という外形的な行為に起因して被保険者が損害賠償責任を負った場合には、これが故意による場合であるか過失による場合であるかを問わず、本規定により一律に免責とされるものである。」との見解がある⁵⁵⁾。外形的行為さえあれば、故意・過失という主観的要件を問わず免責される趣旨とすれば、免責の範囲が広範となり過ぎる。暴行（原因行為）について故意があれば、保険事故（責任負担）ないし損害についての被保険者の認識を問わず免責とする規定と解すべきであろう。

④ 最高裁平成 5 年判決と暴行殴打免責

暴行の故意で予期せぬ結果が生じた場合、暴行殴打免責に最高裁平成 5 年判決の射程が及ぶか。

1) 裁判例

ア. 東京地判平成 18 年 1 月 31 日 WestlawJapan2006WLJPCA 01310005（前掲）

判旨は、「平成 5 年最高裁判決は、自家用自動車保険におけるいわゆる故意免責条項について判示したものであり、保険の性質及び趣旨・内容が異なる本件のこども総合保険に対して直ちにその射程が及ぶものではないし、また、平成 5 年最高裁判決は、『傷害の故意で予期しない死亡という結果を生じさせた事案』に関するものであって、本件のように暴行ないし傷害の故意で傷害結果を生じさせた事案とは行為の態様・結果が異なるので、その判断が直ちに本件に適用されることはないものというべきである。」と判示した。

イ. 東京地判平成 29 年 12 月 8 日 LEX/DB25551002（全部免責、親の監督責任は無責）

当時中学 1 年生であった原告が、同級生であった被告に投げ飛ばされて負傷し後遺障害を残させた事案である。判旨は、「被告 P が負う法的賠償責任は、被告 P の暴行に起因するものであるといえ、保険金支払免責事由がある。」として、特に理由を述べることなく、暴行殴打免責の適用を認めた。

ウ. 神戸地判平成 31 年 2 月 13 日 WestlawJapan2019WLJPCA02136012（前掲。全部免責）

判旨は、暴行殴打免責の趣旨を、保険契約当事者間の信義則又は公序良俗に求めたうえ「本件暴行殴打免責は、暴行行為（人の身体に直接向けられた有形力の行使に限定すべきと思われる

54) 吉澤・前掲 240 頁。

55) 古笛＝嶋寺・前掲 79 頁。

る。)につき認識(故意)があれば、その暴行行為に起因する、すなわち、その暴行行為と相当因果関係がある損害に係る損害賠償責任については、被保険者の暴行行為時の認識等を問わず、一律に免責する趣旨であると解するのが相当である(なお、このように解すれば、暴行殴打免責は、(認識の対象につきどのような立場を採用するかとは関係なく)故意免責とはその趣旨が異なるものであるということになり(創設規定説)、故意免責とは別に規定した独自の意味があることになる。・・・)。」とする。

2) 学説

暴行殴打免責は、暴行または殴打に起因するものであれば、暴行または殴打のみならず、身体障害に関しては傷害や後遺障害や死亡も免責となるとし、最高裁平成5年判決は、少なくとも暴行殴打免責には適用されない、との見解がある⁵⁶⁾。

3) 検討

暴行殴打免責は、個人賠償責任保険に特有の免責事由である。暴行殴打免責が最判平成5年判決の射程外とすれば、自動車保険では最高裁平成5年判決により故意免責が制限される場合があるのと比較して、個人賠償責任保険では故意による暴行が全部免責となることは、バランスを失するではないかとの疑問も生じうる。しかし、暴行殴打免責が暴行殴打という外形的行為に着目して一律免責とするもので、故意免責とは別個の創設的規定と解すれば、最高裁平成5年判決の射程外としても、不合理とは言えないと考える。

⑤ 本判決の評価

前掲神戸地判平成31年2月13日は、暴行殴打免責は故意免責と異なる創設的規定であるとして、最高裁平成5年判決に従い暴行殴打免責を制限的に解釈すべきとの原告の主張を排斥し、故意免責に先んじて暴行殴打免責の適否を論じており、論理的に明快である。これに対し、本判決は、故意免責と暴行殴打免責を区別せず両免責規定の適用を認めており、最高裁平成5年判決の射程が暴行殴打免責に及ぶかは判断していない。本判決の判旨は、認定した事実関係の下では、同最判の射程を論ずる必要がないと判断したものとも解されるが、暴行殴打免責は故意免責と異なる創設的規定であり、同最判の射程が争点となっていたことからすれば、この点について判断を欠いた本判決の判旨には疑問が残る。もっとも、暴行殴打免責については、原因行為である暴行殴打に故意があれば免責が成立すると考えられるから、故意による本件暴行と相当因果関係のある本件傷害及び後遺障害による損害を免責とした本判決の結論には、賛成する。

以上

56) 吉澤・前掲240頁。